

第 1 5 警察本部の補助金について

1. 県警本部生活安全部生活安全企画課の補助金

(1) 群馬県防犯協会活動補助金

ア. 指摘事項ないし意見

(ア) 通知書の公印区分及び施行区分（指摘事項 9 5）

第 4 の第 2 項参照。

(イ) 補助金交付の相手先の明確化（意見 1 7 4）

結論：補助金の相手方として定める団体が、法人格を有する団体である場合には、補助金交付の相手方の明確化を図るため、法人自体を相手方と定めるべきである。

説明：本件補助金の交付の相手方は、群馬県警察関係補助金等取扱要綱（以下、本項目（第 1 5）において「取扱要綱」という。）上、「公益財団法人群馬県防犯協会」ではなく、「公益財団法人群馬県防犯協会理事長」とされている。しかし、支出回議書に記載されている相手先は「公益財団法人群馬県防犯協会」であるところ、実態としても、同団体自体が本件補助金を受領して、補助対象事業を実施しているものと考えられる。本件補助金交付の相手方は、法人格を有しない社団などではなく、法人格を有する団体であるので、特に代表者を相手方と定める実益も乏しいだけでなく、本件補助金の一部の返還を求める必要が出てきたような場合においては、交付の相手方が団体の理事長のままでは、返還請求する相手方を決めるのに不都合を生じかねない。補助金交付の相手方の明確化を図るため、法人自体を相手方と定めるべきである。

(ウ) 概算払の必要性（意見 1 7 5）

結論：概算払を行う場合には、その必要性について、十分に確認を行うべきである。

説明：本件補助金は、平成 2 7 年 9 月 1 4 日に 2 0 0 万円、同年 1 2 月 1 5 日に 1 9 0 万円が概算払されたことにより、その全額の支払が行われている。しかし、同団体から提出された「概算払請求書」には、概算払を求める理由として、「概算払を受けて事業活動を実施したい」旨記載されているのみで、確定後の支払では足りない理由につき、何ら記載されていなかった。実際には事業実施の必要性が認められ、概算払が行われていたが、補助金は確定後に支払われるのが原則であり、概算払は「相当の理由があるとき」に認められるものである（規則第 7 条第 2 項）、補助金受領団体の資金状況や補助事業の実施状況などから概算払を行う相当な理由があるか否かを検討する必要がある。そこで、今後は、概算払を行う際には、その都度、同団体から会計の状況を示す資料の提出を受けるなどし、概算払を実施する相当な理由があるのか否か、特にその必要性について十分な確認を行って可否を判断すべきである。

(エ) 正味財産が増加している団体に対する補助金支出の効果の検討について（意

見176)

結論：補助金交付先の正味財産の状況は、補助金支出の効果に影響を与えることもあるので、その動向に留意し、補助金支出の効果の検討の際に考慮されるべきである。

説明：本件補助金は、昭和60年度から継続して、補助金受領団体が地域安全事業、青少年育成事業等の補助事業を実施するにあたって交付されているものである。本件補助金額は、平成9年度には900万円であったところ、県の財政の影響から徐々に減少し、平成22年度以降は390万円が定額で支出されている。同団体の正味財産合計額は、平成26年度終了時点で9806万8676円であり、平成27年度終了時点では正味財産合計額は1億206万1736円と、平成27年度だけで399万3060円増加していた。この金額は、平成27年度の補助金額を約10万円上回る額であった。

一見すると、補助金を受領しながら、多額の正味財産を維持・増加させたかのように見えるが、同団体の正味財産のうち、8950万円は県から拠出された基本財産（指定正味財産）であって原則として取り崩しはできず、同団体の裁量で使用できる一般正味財産は856万8676円にすぎない。県が多額の資金を外部団体に拠出金として持つことの是非はともかく、補助事業の実施という観点からは、同団体が補助事業を実施するための資金とできるのは正味財産の一部に限られている。また、平成27年度に交付された補助金は補助事業の対象経費に費目ごとに充当されており、無駄なものが検出されたわけではない。

とはいえ、県の政策経費予算が厳しい状況の中で一般正味財産が増加していたのも事実である。そこで、今後は、本件補助金の支出の効果を検討する際、補助金受領団体の予算と収支だけでなく、その財政状態も考慮されることが望ましい。

イ. 本件補助金に関する調査結果

(ア) 本件補助金の目的・趣旨

交付先団体の定款に定める目的は「防犯活動の推進母体として、地域住民の防犯意識の高揚や防犯対策の普及を図るとともに、自主的な防犯活動の活性化を図ることで、犯罪や非行のない安全で安心な地域社会を実現し、もって公共の福祉の向上に寄与すること」である。

(イ) 本件補助金の根拠法令・条例・規則・要綱・要領等

規則、群馬県警察関係補助金等取扱要綱

(ウ) 本件補助金支出の決定過程の概要

補助金の額は、「予算の範囲内」で交付するとしか定められていない（取扱要綱第2条）。補助対象経費の範囲や補助の割合は特に定められていない。

(エ) 本件補助金の支出先

公益財団法人群馬県防犯協会であり、支出先へ県有施設が貸与されている。本件補助金交付の相手方は、同団体理事長に限定されている（取扱要綱別表）。

県内の市町村にも防犯協会は設けられているが同団体とは別個の団体である。これまでの活動状況等から、全県的に防犯活動に取り組む団体としては、群馬県内には同団体以外に存在しない。補助事業の遂行能力は、これまでの実績を踏まえ、検討している。

(オ) 本件補助金の算定方法

過去5年間にわたり、390万円が定額で支出されている。支給金額は予算の関係から決定されており、特段算定根拠等は定めていない。財源は一般財源である。支出の効果については、本件補助金の場合、効果は数字に現れにくいものであるが、刑法犯の認知件数を目安として検討されている。群馬県内においては、特殊詐欺や子ども・女性に対する犯罪は増加傾向にあるが、刑法犯自体は11年連続で減少している

(カ) 本件補助金の推移

本件補助金は昭和60年度に開始され、31年継続している。

平成9年度には700万円を支出していたが、その後、徐々に減額を行い、平成22年度からは390万を定額で支出している。

(単位：千円)

	予算額	決算額（確定額）
平成23年度	3,900	3,900
平成24年度	3,900	3,900
平成25年度	3,900	3,900
平成26年度	3,900	3,900
平成27年度	3,900	3,900

(キ) 本件補助金の区分・態様

本件補助金は事業費の補助であり、定額補助である。

(ク) 本件補助金の負担割合

本件補助金は、県が100%負担するものである。

(ケ) 本件補助金に係る事務負担

本件補助金に関する事務に従事する人員は延べ0.013人程度であり、交付先への県職員の派遣はない。

(コ) 実績報告書

補助事業者は、当該年度の次の年度の5月31日までに、補助事業が完了したときはその日から2か月以内に、実績報告書を主管課長の審査を経て、県警本部長に提出しなければならない（規則第11条、取扱要綱第9条）。

(サ) 事後点検

事業実績報告書の提出を受けた後、補助金受領団体に出向き、同団体の財務資料や領収書等をすべて確認することにより、目的外使用のないことを調査・確認している。

効果は数字に現れにくいものであるため、具体的な成果指標は特に設けていない。ただし、刑法犯の認知件数を目安として把握し、効果を検討している。

補助金の効果の評価も実施しており、県警全体として、刑法犯の認知件数を把握するなどの方法により、評価を行っている。

2. 県警本部刑事部組織犯罪対策第一課の補助金

(1) 群馬県暴力追放運動推進センター活動補助金

ア. 指摘事項ないし意見

(ア) 通知書の公印区分及び施行区分（指摘事項96）

第4の第2項参照。

(イ) 補助金交付の相手先の明確化（意見177）

結論：補助金の相手方として定める団体が、法人格を有する団体である場合には、補助金交付の相手方の明確化を図るため、法人自体を相手方と定めるべきである。

説明：本件補助金の交付の相手方は、取扱要綱上、「公益財団法人群馬県暴力追放運動推進センター」ではなく、「公益財団法人群馬県暴力追放運動推進センター理事長」とされている。しかし、支出回議書に記載されている相手先は「公益財団法人群馬県暴力追放運動推進センター」であり、実態としても、同団体自体が本件補助金を受領して、補助対象事業を実施しているものと考えられる。本件補助金交付の相手方は、法人格を有しない社団などではなく、法人格を有する団体であるので、特に代表者を相手方と定める実益も乏しいだけでなく、本件補助金の一部の返還を求める必要が出てきたような場合においては、交付の相手方が団体の理事長のままでは、返還請求する相手方を決めるのに不都合を生じかねない。補助金交付の相手方の明確化を図るため、法人自体を相手方と定めるべきである。

(ウ) 概算払の必要性（意見178）

結論：概算払を行う場合には、その必要性について、確認を行うべきである。

説明：本件補助金は、平成27年10月26日に200万円、平成28年2月25日に250万円が概算払されたことにより、交付決定額500万円のうち450万円の支払が行われている。しかし、同団体から提出された「概算払請求書」には、概算払を求める理由として、「事業を円滑に推進する経費として随時支出を必要とするので概算払を求める」旨記載されているのみで、確定後の支払では足りない理由は記載されていなかった。実際には事業実施の必要性が認められ、概算払が行われていたが、補助金は確定後に支払われるのが原則であり、概算払は「相当の理由があるとき」に認められるものである（規則第7条第2項）、補助金受領団体の資金状況や補助事業の実施状況などから概算払を行う相当な理由があるか否かを検討する必要がある。そこで、今後は、概算払を行う際には、その都度、同団体から会計の状況を示す資料の提出を受けるなどし、概算払を実施する相当な理由があるのか否か、特にその必要性について十分な確認を行って可否を判断すべきである。

(エ) 正味財産が多額である団体に対する補助金支出の効果の検討について（意見 179）

結論：補助金交付先の正味財産の状況は、補助金支出の効果に影響を与えることもあるので、その動向に留意し、補助金支出の効果の検討の際に考慮されるべきである。

説明：本件補助金は、平成5年度から継続して、補助金受領団体が暴力団被害等の対策に係る相談・支援事業等の補助事業を実施するにあたって交付されているものである。本件補助金額は、平成15年度には660万円であったところ、県の財政や条例制定の影響を受けて増減を繰り返した結果、平成23年度以降は500万円が定額で予算決定され、450万円又は500万円が実際に支出されている（予算額500万円のうちの50万円は、暴力団事務所使用差止め請求訴訟等があった場合に支出する予定のものであるため、訴訟等のない年度は450万円、訴訟等があった年度には500万円を上限に支出される）。

補助金受領団体の正味財産合計額は、平成26年度終了時点においては6億5628万9694円、平成27年度終了時には若干減少してはいるものの6億5546万8017円である。一見すると、巨額の資産であり、そのような団体に本件補助金を支出しても効果が期待できないのではないかとの疑問の余地もある。しかし、平成26年度末の同団体の正味財産のうち、6億2631万5069円は県から拠出された基本財産（指定正味財産）であって原則として取り崩しはできず、同団体の裁量で使用できる一般正味財産は2997万4625円であり、同年度の同団体の経常費用（2794万7736円）からみても、巨額とはいえない。また、平成27年度末の一般正味財産は2905万8643円であり、前年度末に比して91万5982円の減少となっている。このように、同団体が、補助事業を実施するための資金は限られており、しかも一般正味財産は減少しており、補助事業の経費に充てるための本件補助金は無駄とはいえない。

しかし、2905万8643円という一般正味財産は巨額とはいえないまでも多額ではあること、指定正味財産に属する定期預金や投資有価証券の運用益を得た上に補助金の交付も受けていることから、県の政策経費予算が厳しい状況の中で、本件補助金の効果の検討は重要である。今後は、本件補助金の支出の効果を検討する際、補助金受領団体の予算と収支だけでなく、その財政状態も考慮されることが望ましい。

イ. 本件補助金に関する調査結果

(ア) 本件補助金の目的・趣旨

交付先団体の定款に定める目的は、「暴力追放に対する県民意識の高揚を図るとともに、地域及び職域における暴力追放活動の推進によって、安全で安心な社会を実現し、もって公共の福祉の向上に寄与するため」である。

(イ) 本件補助金の根拠法令・条例・規則・要綱・要領等

規則、群馬県警察関係補助金等取扱要綱

(ウ) 本件補助金支出の決定過程の概要

補助金は、「予算の範囲内」で交付することとされている(取扱要綱第2条)。

補助の対象となる経費の範囲及び割合は特に定められていない。

(エ) 本件補助金の支出先

公益財団法人群馬県暴力追放運動推進センターであり、支出先へ県有施設が貸与されている。本件補助金交付の相手方は、同団体理事長に限定されている(取扱要綱別表)。また、同団体は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に基づき、公安委員会によって「都道府県暴力追放運動推進センター」として指定されているセンターであり、センターは「都道府県に一」と限られているため(同法第32条の3第1項柱書)、同様の相手先は存在し得ない。

(オ) 本件補助金の算定方法・財源等

過去5年間にわたり、予算額は500万円である。このうちの50万円は暴力団事務所使用差止請求訴訟等があった場合に支出する予定のものであり、訴訟等のない年度は450万円、訴訟等のあった年度には500万円を上限に支出される。訴訟遂行費用としての50万円は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の平成24年10月の改正・施行により、「都道府県暴力追放運動推進センター」が訴訟遂行主体となったことに伴うものである。支給金額は、事業活動及び県の予算の関係から決定されており、特段算定根拠等は定められていない。財源は一般財源である。補助金受領団体に寄せられているこれまでの相談件数を把握するなどして、支出の効果について検討している。

(カ) 本件補助金の推移

本件補助金は平成5年度に開始され、23年継続している。予算額は、以下のとおり、変動している。

平成5年度～平成14年度	600万円
平成15年度	660万円
平成16年度	430万円
平成18年度	420万円
平成19年度	410万円
平成20年度	400万円
平成22年度	370万円
平成23年度以降	500万円

(単位：千円)

	予算額	決算額(確定額)
平成23年度	5,000	5,000
平成24年度	5,000	5,000
平成25年度	5,000	5,000
平成26年度	5,000	4,500
平成27年度	5,000	4,500

平成23年度に130万円増額となったが、これは、群馬県暴力団排除条例が制定されたことに伴い、これまでよりも普及活動を強化することとなったためである。

(キ) 本件補助金の区分・態様

本件補助金は事業費の補助であり、定額補助である。

(ク) 本件補助金の負担割合

本件補助金は、県が100%負担するものである。

(ケ) 本件補助金に係る事務負担

本件補助金に関する事務に従事する人員は延べ0.013人程度であり、交付先への県職員の派遣はない。

(コ) 実績報告書

補助事業者は、当該年度の次の年度の5月31日までに、補助事業が完了したときはその日から2か月以内に、実績報告書を主管課長の審査を経て、県警本部長に提出しなければならない(規則第11条、取扱要綱第9条)。

(サ) 事後点検

事業実績報告書の提出を受けた後、担当部署の職員が補助金受領団体に出向き、領収書等の内容を確認することにより、目的外使用のないことを確認している。成果指標は特に定めてはいない。県警全体として、補助金受領団体に寄せられた相談件数を把握するなどの評価を行っている。

3. 県警本部交通部交通企画課の補助金

(1) 群馬県交通安全協会補助金

ア. 指摘事項ないし意見

(ア) 通知書の公印区分及び施行区分(指摘事項97)

第4の第2項参照。

(イ) 補助金交付の相手先の明確化(意見180)

結論：補助金交付の相手方として定める団体が、法人格を有する団体である場合には、補助金の相手方の明確化を図るため、法人自体を相手方と定めるべきである。

説明：本件補助金の交付の相手方は、取扱要綱上、「公益財団法人群馬県交通安全協会」ではなく、「公益財団法人群馬県交通安全協会理事長」とされている。しかし、支出回議書に記載されている相手先は「公益財団法人群馬県交通安全協会」であり、実態としても、同団体自体が本件補助金を受領して、補助対象事業を実施している。本件補助金交付の相手方は、法人格を有しない社団などではなく、法人格を有する団体であるので、特に代表者を相手方と定める実益も乏しいだけでなく、本件補助金の一部の返還を求める必要が出てきたような場合においては、交付の相手方が団体の理事長のままでは、返還請求する相手方を決めるのに不都合を生じかねない。補助金交付の相手方の明確化を図るた

め、法人自体を相手方と定めるべきである。

イ. 本件補助金に関する調査結果

(ア) 本件補助金の目的・趣旨

交付申請書によると、「交通道德の普及・高揚及び交通関係各般の健全な発達を図り、交通の安全確保に寄与すること」である。

(イ) 本件補助金の根拠法令・条例・規則・要綱・要領等

規則、群馬県警察関係補助金等取扱要綱

(ウ) 本件補助金の決定過程の概要

補助金の額は、「予算の範囲内」で交付すると定められている（取扱要綱第2条）。補助の対象となる経費の範囲と割合は特に定められていない。

(エ) 本件補助金の支出先

公益財団法人群馬県交通安全協会であり、交付先へ県有施設が貸与されている。本件補助金交付の相手方は、同団体理事長に限定されている（取扱要綱別表）。同様の事業を実施する団体としては、群馬県内の警察署ごとに設けられている地区安全協会が15団体あるが、それらは同団体の下部組織であり、かつ、全県的に活動を行っている団体ではないため、本件補助金交付の相手先となっていない。

(オ) 本件補助金の算定方法・財源等

交付金額は予算の関係から決定されており、特段算定根拠等は定められていない。財源は一般財源である。

(カ) 本件補助金の推移

過去5年間の予算額と決算額の推移は、以下のとおりである。

(単位：千円)

	予算額	決算額（確定額）
平成23年度	3,900	3,900
平成24年度	3,900	3,900
平成25年度	3,900	3,900
平成26年度	3,900	3,900
平成27年度	3,200	3,200

平成18年度は440万円であったが、交通事故の発生件数の減少、県の財政状況などの事情から定期的に削減の方向で見直しが図られた結果、徐々に減額しており、本報告書作成時点で平成29年度から廃止される見込みであることが判明した。

(キ) 本件補助金の区分・態様

本件補助金は事業費の補助であり、定額補助である。

(ク) 本件補助金の負担割合

本件補助金は県が100%負担である。

(ケ) 本件補助金に係る事務負担

本件補助金に関する事務に従事する人員は延べ0.013人程度であり、交

付先への県職員の派遣はない。

(コ) 実績報告書

補助事業者は、当該年度の次の年度の5月31日までに、補助事業が完了したときはその日から2か月以内に、実績報告書を主管課長の審査を経て、県警本部長に提出しなければならない（規則第11条、取扱要綱第9条）。

(サ) 事後点検

事業実績報告書の提出を受けた後、担当部署の職員が補助金受領団体に出向き、領収書等を確認することにより、目的外使用のないことを確認している。具体的な成果指標は特に定めていない。県警全体として、交通事故の発生件数を把握するなどして、評価が実施されている。

近時、本件補助金の減額・廃止が検討対象となっていた。ある程度の事業は自主財源で賄えるのではないかということがその理由である。

(シ) その他～本件補助金の廃止について

本件補助金は、昭和30年代ころから継続して、補助金受領団体が交通事故防止事業等の補助事業を実施するにあたって交付されているものである。本件補助金は、交通事故の発生件数の減少などに伴い、予算が削減されてきたが、人口あたりの自動車保有台数が全国1位の車社会である群馬県内においては、補助金受領団体が県警と連携・協力して交通事故防止事業を実施していく必要性がある。

しかし、他方で、補助金受領団体の正味財産合計額は、平成27年度終了時点において、36億89万9554円と莫大である。平成26年度終了時点においては36億181万234円であったため、平成27年度においては約100万円減少しているものの、全体の金額からすれば僅かである。また、平成25年度終了時点の正味財産合計額が34億8866万9654円であったことからすれば、補助金受領団体の財産が毎年減少傾向にあるということとはできない。すなわち、補助金受領団体には、十分な自己資金がある。さらに、補助金受領団体の年間の収入に占める補助金額の割合は、0.2%とごく僅かである。

このような状況からすると、今後も同規模の補助金の支出が行われなければ、補助金受領団体における補助事業の実施が困難となるような事情があるとは考えられず、あえて、県が高額の補助金を支出する必要はないものと考えられた。

そうしたところ、県警本部においても、平成29年度当初予算編成において、本件補助金を予算要求しないこととなり、本報告書作成時点で廃止が確実な状況となった。